

○選挙制度に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	委員会付託	参議院	衆議院	衆議院	備考
19	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	衆	平成二〇一六年六月二二日（予）	公職選挙法改正調査委員会	本議院決付	本議院決付	本議院決付	
					六月二二日（六月二二日）	六月二二日（六月二二日）	六月二二日（六月二二日）	
					（六月二二日）	（六月二二日）	（六月二二日）	

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第一九号）

六十二年四月二二日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は同月二十六日とする。

一、選挙期日の告示の日を次のように定める。

- (一) 都道府県知事の選挙 昭和六十二年三月二十三日
- (二) 指定都市の長の選挙 昭和六十二年三月二十八日
- (三) 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和六十二年四月三日

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和六十二年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期満了となる地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙又は任期満了による選挙以外の選挙を、同年三月以降に行う場合等の選挙期日に関し、

都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和六十二年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期満了となる地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙又は任期満了による選挙以外の選挙を、同年三月以降に行う場合等の選挙期日に関し、

- (四) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 昭和六十二年四月十九日
- (五) 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和六十二年四月

二十一日

以上、御報告申し上げます。

三、統一選挙の実施に伴い、同時選挙、重複立候補の禁止、後援団体に関する寄附等の禁止期間、その他について所要の措置を講ずる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、選挙制度に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和六十二年三月から五月にかけて任期が満了することとなる地方公共団体の議員または長に係る任期満了による選挙を三月以降に行う場合等について、これらの選挙期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和六十二年四月二十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は四月二十六日に統一することとし、それに伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。